#### 1. 急激な物価高騰に対し、中小企業の営業と区民生活を守る対策について

「新型コロナ」「ロシアのウクライナ侵略」だけでなく、アベノミクスによる 「異次元の金融緩和」が異常円安と物価高騰を招いています。商売は深刻、給料 が上がらない、年金の連続引き下げの中での物価の高騰に日々の生活は大変です。

この事態を受け、5月24日武井区長に「急激な物価高騰に対し、中小企業の営業と区民生活を守るための緊急申し入れ」を行いました。内容は、区に対して、「飲食業、理・美容業、クリーニング業など中小零細事業者に対して、固定費補助などの支援策を早急に具体化すること」など9項目。国や東京都へ「消費税を直ちに5%に引き下げ、インボイス制度導入は中止すること。消費税の納税困難事業者に対する減免措置を実施すること」などの働きかけを求める10項目です。補正予算が必要なもの、予備費で実施できるものなど、早急に具体化を図ること。答弁を求めます。

#### 【答弁】

最初に、急激な物価高騰に対する中小企業と区民生活の支援についてのお尋ねです。

ウクライナ情勢等により、社会経済は大きな影響を受け、原油などの価格が高騰し、区民生活等に影響が生じていることから、区は、必要な支援を迅速に実施し、中小企業の営業活動や区民の生活を支えてまいります。

## 2. 羽田新飛行ルート問題について

3月13日、渋谷区のテニスコートに氷の塊が落ちているのが見つかりました。 国土交通省は、当初調査する意向を示していましたが、「航空機から落下した 可能性が低いので調査は必要ない」と発表しました。

港区は昨年11月から今年1月にかけて新飛行ルートについての意見を募集し、 743人から1,483件の意見が寄せられ、落下物に対する心配は173件ありました。この心配事が現実になったのが、渋谷区での氷塊の落下です。

日本共産党の山添拓参院議員は現地を調査しました。案内した住民は「国交省は『テニスコートは新ルートから350メートル離れている』と言うが、実際飛行機は真上を飛んでいる」と訴えます。どこで何が落ちるかわからない危険と隣り合わせだということです。

車輪を出すタイミングは機長の判断でしょうが、港区内では着陸態勢に入る表

参道交差点付近と思われます。青南小学校、青南幼稚園、2つの青南保育室の真上です。同様の事態がおきたら大事故につながりかねません。

1) 国土交通省に対して、今回の氷塊落下が都心上空を飛行した旅客機に原因がないのか、しっかりと調査するように要請すること。

#### 【答弁】

まず、国土交通省への調査要請についてです。

国は、氷塊が発見されたと思われる時間の前後に飛行した航空機から、 氷塊の付着や水漏れ等の不具合、異常は確認されなかったことや、氷塊 が残存せず成分分析も行えないことから、これ以上の調査は困難である との見解を示しております。

区は、引き続き、国に対し、落下物等の安全対策の徹底を図るよう、 強く求めてまいります。

2)原因が明らかになるまでは都心上空飛行をやめ、海上ルートの活用を要請すること。

それぞれ答弁を求めます。

#### 【答弁】

区は、これまでも、国に対し、海上ルートの活用や今後の航空技術の 進展に伴う新たな取組、地方空港の活用による飛行ルートの分散化など により、羽田新飛行ルートの固定化回避を求めてまいりました。

引き続き、固定化回避に向けた検討を一層加速するよう、強く求めてまいります。

# 3.6月末での都立病院廃止を中止させることについて

都議会では都立病院条例の廃止が決まり、7 月 1 日から都内のすべての都立・公社病院が独立行政法人化されようとしています。

都立病院は都民の命を守るため、高度救急や周産期医療、小児救急や精神科救 急、感染症対策などありとあらゆる行政的医療を担っています。採算を度外視し た医療は都立だから果たせる役割です。

医師・看護師をはじめベテラン職員の存在は医療の質に直結します。都立病院の職員6千838人を丸ごと定数削減すること、全体の奉仕者である公務員の立場を強制的に奪うことは許されません。田町駅や広尾駅での宣伝でも怒りの声が寄せられ、都立病院を無くさないでの署名は全体で41万筆を超えました。

特に広尾病院は東京 ER として 24 時間 365 日、初期救急から 3 次救急まで様々な症状に対応し、島しょ部医療、離島救急では年間 200 件を超える受け入

れをしてきました。また、東京都の基幹災害拠点病院として、災害時には地域医療の中核を担う役割を持っています。コロナ感染症専門病院となり、他の都立・ 公社病院とともに都内の感染症指定病床の7割を担っています。

区長は広尾病院が港区民にとって、なくてはならない病院だと認めています。 区民へのサービスが低下するようなことがあってはなりません。 すべての都立病院を都立のまま存続するよう強く要請すること。 答弁を求めます

#### 【答弁】

都立病院は、区民に対する質の高い医療サービスの提供や災害医療の拠点としての役割を担うとともに、新型コロナウイルス感染症患者を積極的に受け入れていただいております。

全ての都立病院を都立のまま存続するよう東京都に申し入れる予定はありませんが、感染症対策等における必要な医療体制については、区民へのサービスが低下することのないよう、これまで特別区保健衛生主管部長会において東京都に要請してまいりました。

今後も、引き続き機会を捉えて要請してまいります。

#### 4. 防災対策について

東京都防災会議地震部会は5月25日、首都直下地震などの被害想定を10年ぶりに見直しました。都心南部を震源とするマグニチュード7・3の地震が起きた場合、死者約6100人、負傷者約9万3千4百人、建物被害約19万棟が生じると発表しました。「建物の不燃化・耐震化が進んだ」として、前回2012年の想定(死者9641人、建物被害30万棟))が下方修正されました。港区は死者が127人(200人)に減少、建物被害も782棟(2150棟)と3分の1に減っています。しかし、注目すべきはエレベーター閉じ込め事故が1357台と約2倍に増えていることです。

港区では市川大輔(ひろすけ)さんの事故を二度と繰り返さないために、エレベーターの安全対策を進めています。「戸開走行保護装置」設置は29.3%、「地震時管制運転装置」設置は45.2%の普及率です。

今回の被害想定の見直しから、地震を感知したら最寄り階に停止する「地震時管制運転装置」の設置が急がれます。

戸開走行保護装置と併せ、地震時管制運転装置助成について、周知方法を検討し、設置がすすむようにすること。

答弁を求めます。

#### 【答弁】

まず、地震時管制運転装置設置助成の周知についてです。

区は、地震時管制運転装置などの安全装置の設置助成について、エレベーターの改修を行うメーカーに制度を説明し活用を促しているほか、所有者や管理者に対しても、建築基準法に基づく定期報告に併せて直接制度を案内しております。その結果として、平成28年度から令和3年度までに地震時管制運転装置198件の助成を行い、定期報告における設置率も約10%上昇しております。

今後は、こうした周知に加えて、区職員がマンション管理組合に直接 制度の説明を行うなど、より効果的な周知をすることで、安全装置の設 置を促進してまいります。

また、防災課で行っているエレベーター閉じ込めキットの設置が急がれます。 2021年度までの設置がわずか30件です。設置支援は、防災住民組織がある こと、これから組織する方向があることが条件になっています。

閉じ込めキットがあるかは、命と健康にかかわる問題です。管理組合も支援の対象にすべきです。

答弁を求めます。

#### 【答弁】

共同住宅は、災害発生時に多くの居住者の協力が必要になります。区の支援をきっかけとして、共助の意識を育み、防災組織の結成を進めることで、共同住宅における災害対応能力の向上を図ることを主眼としていることから、対象として防災住民組織等の設置を条件としております。

そのため、対象を管理組合に拡大することは考えておりませんが、管理組合に対しては、防災出張講座などを通してエレベーターの防災対策について啓発してまいります。

また、共同住宅を新築する開発事業者に対しては、事前協議の際に、防災キャビネットの設置を求めてまいります。

#### 5. 避難所の改善について

これまでもソフィア基準にいかに近づけるか、質問・提案をしてきました。 災害時にコンテナを活用した移動式宿泊施設を利用する自治体が増えています。 千葉県市川市にあるコンテナホテルを提供している企業とすでに全国で90を 超える自治体が協定を結び導入しています。

コンテナホテルは、広さ13平方メートルで、ベッドやユニットバスが備え付けられています。避難所での入浴は、感染症の予防やストレス緩和、健康維持にきわめて大事です。

港区では、災害弱者対策としてホテルなどの確保に向け努力をしています。コンテナホテルの利用は新しいアイデアです。導入を検討すべきです。

答弁を求めます。

#### 【答弁】

コンテナを活用した移動式宿泊施設について、事業者に確認したところ、設置に当たっては、事前に給排水や電気設備等の工事が必要であるほか、コンテナを搬送するための大型車両の乗り入れが可能な避難所であることが必要とのことでした。

また、通常は広大な土地に平置きでホテルとして営業しているコンテナを災害時に区内に設置するためには、避難所等における設置面積の確保などの課題があります。

そのため、区内での設置は困難と思われますが、引き続き、区内ホテル事業者 との協定締結を進め、避難所の確保、改善に努めてまいります。

#### 6. 入浴施設の確保について

コンテナホテルのほかにも、入浴設備は必要です。

長野市では、「水再生循環型ポータブルシャワーキット」を市内6つの避難所に計14台を設置しました。

「自律分散型水循環システム WOTA BOX (ウォータ・ボックス)」です。 配管工事は不要で電源が確保できれば 15 分ほどで設置可能。100 リットルの水で約 100 回のシャワーによる入浴ができ、これまで13自治体20カ所の避難所で利用しています。

港区でも、「WOTA BOX」の導入を検討すること。 答弁を求めます。

#### 【答弁】

次に、入浴施設の確保についてのお尋ねです。

区は、プールの水などを生活用水として利用するために、電源を使用 せずに稼働可能な濾水機を全ての避難所に配備し、入浴可能な環境を整 備しております。

また、入浴が困難な方に対して、体を拭くためのウェットタオルを備蓄しております。

さらに平成30年2月には東京都公衆浴場業生活衛生同業組合港支部と「災害時における区民等の公衆浴場の使用等に関する協定」を締結しております。こうしたことから、新たな入浴設備の導入については予定しておりませんが、引き続き、災害時における入浴環境の整備を行ってまいります。

#### 7. コロナ対策協力金を公営住宅家賃算定から除外することについて

公営住宅の家賃算定の際に、新型コロナ対策の協力金や給付金が収入と認定され、家賃が大幅値上げになることが大問題になっています。

国土交通省は自治体が判断すれば家賃への参入対象から除外できるとの認識を示しました。国交省が示した文書は「継続的収入とすることが著しく不適当である場合の取り扱い」を『退職所得、譲渡所得、一時所得、雑所得その他の所得のうち一時的な収入は除く』としています。

公営住宅の家賃は課税額により算定されるため、対象になる場合は自ら申請できる方法が必要です。暮らしが大変だから受け取った給付金や協力金が、さらに暮らしを悪化させていることになります。

- 1)区民向け住宅の家賃を決める際、協力金や給付金を収入算定から除外すること
- 2)区民向け住宅の「収入申請書」に収入額と合わせて協力金・給付金額も記入 できるように用紙を改善すること
- 3) すでに収入と認定されて家賃が決められた場合は、相当額の家賃減免をすること
- 4)区民向け住宅のすべての住人に周知徹底すること それぞれ答弁を求めます

#### 【答弁】

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る協力金等を区民向け住宅の家賃算定から除外することについてのお尋ねです。

区民向け住宅の使用料の算定における収入は、各住宅の条例により、 所得税法の例に準じて算出した所得金額と定めております。

区は、持続化給付金などの課税対象となるものについては、収入算定に含めております。

したがいまして、収入申請書の様式変更や、収入認定された場合の家賃減免の 実施、更にこれらについての区民向け住宅の居住者への周知についても行う予定 はございません。

#### 8. 神宮外苑の緑と環境・景観を守ることについて

三井不動産、明治神宮、日本スポーツ振興センター、伊藤忠商事が、神宮外苑 一帯で市街地再開発事業を進めようとしています。

「このままでは歴史ある樹木の多くが伐採されてしまう」「歴史ある環境、景観が破壊される」「庶民のスポーツの場が奪われる」などの危機感から自主的な署名が始まったり、自主的な現地見学会が行われたり、シンポジウムが開かれた

り、都民の取り組みが急速に広がりました。イコモスなど様々な団体が神宮外苑 を守る提案をしています。

東京都環境影響評価審議会の都民の意見を聴く会には、短期間の申込にもかかわらず18名が多方面からの意見を述べ、その後開かれた部会では、三井不動産らの対応に「データ提供が足りない」、「外苑の森が守られるか、現段階では極めて不透明」との指摘があり、委員の懸念が払しょくできずに異例の結論持ち越しとなりました。

開発優先の言動を繰り返してきた小池都知事も、事業者に「樹木の状態を詳細に調査・公表し、設計の工夫などで保存や移植を進めること」「神宮外苑が国民の献金・献木で造成された歴史を踏まえて再整備でも都民参画に取り組むこと」などを要請しました。都民の粘り強い運動の結果です。

100年かかって築かれた歴史的遺産が破壊されるかどうかの岐路にあります。 一度失われたら取り返しがつきません。

東京都とも連携し、事業者に対し、都民・国民参加のもと、神宮外苑再開発計画を見直すよう要請すること。

答弁を求めます。

#### 【答弁】

次に、神宮外苑の再開発計画についてのお尋ねです。

区は、これまで、地域の皆様をはじめ、多くの方々の理解を得るため、 事業全体の計画について、丁寧な説明に努めるよう、事業者を指導して まいりました。

また、これまでの説明会等で出された意見や要望についても、真摯に 受け止め、対応を検討するように求めております。

引き続き、可能な限り樹木を保存、移植するなど、銀杏並木を中心とする神宮外苑の歴史ある緑や景観への配慮を求めるとともに、誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備などにより、当地区全体が、人々が憩い、遊び、交流できる、魅力ある空間となるよう、事業者を指導してまいります。

#### 9. 私立幼稚園の副食費補助について

現在、私立幼稚園で給食を提供している園は 6 園で、提供の仕方は週 4 回、週2回、希望者のみなど様々です。みなと幼稚園は「朝の親の負担を減らし、余裕をもって幼稚園に来てほしい」「集団で同じものを食べることによって嫌いな食べ物にも挑戦してみようと思える気持ちを育てる」などの理由から週 4 回全園児に給食を提供しています。一方私立 8 園と区立 12 園は給食の提供はなく、家庭からお弁当を持参しています。

現在、「副食費補助」制度は、給食を食べている世帯にのみ支給されており、お弁当を持参している世帯にはありません。お弁当を持参するにも食材費はかか

- ることや所得制限があることなど保護者からは不公平との声が上がっています。 今後、このような格差をなくしていく努力が求められます。
- 1)区立・私立すべての幼稚園でお弁当を持参している世帯にも、給食を食べている世帯と同じ条件(所得税課税額 77,100 円以下、または第 2 子以降)で「副食費補助」を支給すること。

#### 【教育長答弁】

ふくしまひろこ

ただいまの共産党議員団を代表しての 福 島 宏 子議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、私立幼稚園の副食費補助についてのお尋ねです。

まず、副食費の支給対象の拡大についてです。

副食費補助金は、幼児教育・保育無償化における国の制度において、 お子さんが給食を実施している幼稚園に通う保護者のうち一定の所得未 満の方などを対象に、支給しているものです。

給食に対する補助金であることから、同じ所得制限での弁当持参世帯への支給は 予定しておりません。

# 2) さらに、所得制限を無くして、すべての世帯に「副食費補助」を支給すること

答弁を求めます

#### 【教育長答弁】

次に、全ての世帯に副食費補助を支給することについてのお尋ねです。 副食費補助金を支給するに当たっての所得制限は、低所得で生計が困 難であるものなどの保護者を支援することを目的としております。

副食費補助金について、お子さんが給食を実施している幼稚園へ通う 保護者や、弁当持参世帯へ、所得制限なく支給することは予定しており ませんが、引き続き国の動向等を注視してまいります。

# 10. 区内保育園の3歳児以上の給食費の保護者負担をやめること

区内の保育園では 3 歳児以上の保育料は無償化になったものの、給食費は保育料に含まれないとしてとして月額 5,000 円が徴収されています。(年収 360 万円未満、第 2 子以降は無料)

2019 年の「幼児教育・保育の無償化」の際、東京 23 区中 18 区で給食費

は徴収しないと決めました。現在は 19 区に増え、徴収しているのはたった 4 区です。目黒区では無償化の理由を「児童福祉の向上と食育の推進」としています。素晴らしい理念です。

「子育てするなら港区」というのであれば、食育の推進の観点から保育園給 食費の保護者負担をやめること

答弁を求めます

#### 【教育長答弁】

次に、区内保育園及び認定こども園の3歳児以上の給食費の保護者負担についてのお尋ねです。

国は、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に当たり、食材料費の取扱いについては無償化以前の考え方を維持し、保護者の負担とすることとしております。このため、区は、3歳児クラス以上の子どもの給食費を無償化の対象とせず、保護者が負担すべき経費として、実費徴収しております。

2歳児クラス以下の子どもについては、無償化の対象外であるため、 給食費を保育料に含めて徴収し、保護者が負担しております。 引き続き、給食費の負担について、保護者の皆様にご理解を頂けるよう、周知し てまいります。

## 11. 園庭が無い保育園の園児の遊び場の確保について

区内の保育事業者 42 社へのヒアリング結果が出されました。園庭の無い保育園が、遊び場に困っていることがわかります。園児が公園を使用する時間帯は午前中でどの公園も混雑しているという結果です。

私立認可保育園71園中園庭が有るのは8園のみ。散歩に出かける時刻がどん どん早まり公園の取り合いが起きています。認可を受ける際、園庭の代わりにし ている場所が機能しておらず、子どもたちの遊び場確保は緊急の課題です。

同じようにプール遊びや水遊びも課題です。園庭の無い保育園は当然プールもありません。夏に向けて急いで対応する必要があります

1. 学校やいきいきプラザ、その他の施設との連携強化で園庭の無い保育園に通う子どもの成長発達に必要な遊び場の確保を急ぐこと

# 【教育長答弁】

次に、保育園の園児の遊び場の確保についてのお尋ねです。 まず、園庭のない保育園に通う園児の遊び場確保についてです。 区では、園児の外遊び場を確保するため、公園のほか、高松中学校の 校庭の一部や、埠頭少年野球場、芝給水所公園運動場等の区立運動場を 外遊び場として提供しております。

また、本年4月に、民間事業者の協力により提供を受けた高輪二丁目の土地に外遊び場を整備しました。近隣の私立認可保育園から、園児が伸び伸び走り回れると好評です。

今後も、外遊び場として活用できる区立小・中学校の拡充や、国や東京都、民間事業者への未活用地の情報提供依頼など、様々な手法で、外遊び場の確保に努めてまいります。

# 2. 公園の使用については、早い者勝ちではなく各園が安心して公平に使用できるよう港区として対応すること

#### 【教育長答弁】

次に、公園を各園が公平に使用できるように対応することについてのお尋ねです。

園庭のない保育園の公園利用が重なった際は、園同士が互いに声を掛け合い、活動を調整するなど、譲り合いながら利用していただいております。

空きのある場所でできる遊びを工夫したり、遊具を譲り合って使用するなど、園同士で協力し、利用していただいております。

区が、一般利用者を含めた公園の利用調整を行うことは困難ですが、各園の園児が安心して外遊びができるよう、引き続き、お互いに配慮した利用を促してまいります。

# 3. スポーツセンターや芝プール(アクアフィールド芝公園)、幼稚園や学校などの力も借りながら、すべての子どもたちにプール遊びが保障できるようにすること

それぞれ答弁を求めます

# 【教育長答弁】

次に、プール遊びについてのお尋ねです。

区は、これまでも敷地内に園庭がなく、十分なプール遊びができない 私立認可保育園等に対して、スポーツセンターの小プールや保育園、幼 稚園、児童館などの区有施設でのプール遊びの機会を提供しております。 今後も、子どもたちが夏ならではの遊びが体験できるよう、私立認可保育園等の 意向を伺いながら、プール遊びの場の確保に取り組んでまいります。

#### 12. ことぶき商品券の改善について

現在ことぶき商品券等贈呈事業は、70歳以上の節目の年を迎えられた方と100歳以上の方に、長寿と健康を祝って商品券をお渡ししています。

港南地域や台場地域、白金台地域では、商品券を使えるお店が少なく、お祝いをいただくのはうれしいが、「身近で使えないのでは困る」「現金の方が良い」との声が寄せられています。

せっかくの商品券が使えないのでは困ります。商品券か、祝金かの選択制にすべきです。

答弁を求めます。

#### 【区長答弁】

次に、寿商品券についてのお尋ねです。

寿商品券は、長年にわたり社会の進展に尽くした高齢者に敬意を表し、 長寿と健康をお祝いすることを目的に、毎年敬老の日の前後に節目とな る年齢の方に贈呈しております。

区内商店街の振興と、高齢者の地域参加の促進のため、寿商品券として区内共通商品券を贈呈してまいりました。

区内共通商品券は、取扱店舗の数が地域により異なる事情もありますが、医療機関やタクシーなど、買い物以外でも広くご利用いただくことができます。

今後も、高齢者の外出の様々な場面でご利用いただけることを丁寧に周知し、お祝いの品として喜んでいただけるよう取り組んでまいります。

# 13. 学校給食食材購入費の助成について

食材の値上がりが相次ぐ中、限られた費用での調理が求められる学校給食の現場では対応に苦慮しています。異常気象による野菜の高騰と違って、この物価の高騰、燃料代の高騰はしばらく続きそうです。

学校給食の食材確保は極めて重要です。食材のやりくりだけでは乗り切れません。「デザートが出なくなった」「給食の量が減った」と深刻な実態です。

他区では、「地方創生臨時交付金」を使って、給食への助成を行っています。

児童生徒の健全育成、栄養確保に欠かせない給食食材の購入費用の助成を行うべきです。

答弁を求めます。

# 【答弁】

次に、学校給食食材購入費の助成についてのお尋ねです。

教育委員会ではこれまでも、減農薬米や特別栽培農産物の購入費用を 一部公費負担するほか、行事食などに対する食材費助成に加え、今年度 は地域の商店街と連携し学校給食として地域の名店メニューを提供する 事業への公費助成を行うなど、保護者の負担軽減と魅力ある学校給食の 提供に取り組んでおります。

また、食材費が高騰する中、今月から令和5年3月まで、学校給食で使用する全 ての白米を公費負担とし、さらに、連携自治体で生産された白米を提供すること で、保護者負担の増額を緊急的に回避するとともに食育にも活用してまいります。

14. 保育園や特別養護者人ホームなどの、給食食材費への助成について 食材の高騰による影響は、学校だけではありません。

保育園(私立・指定管理も含む)、特別養護老人ホームなど、食事を提供している施設の実態調査を行い、支援を行うこと。 答弁を求めます。

【答弁】最後に、食事を提供している施設の実態調査を踏まえた支援についてのお尋ねです。

保育施設においては、栄養士による巡回指導の際に栄養基準を満たした適切な給食が提供されていることを確認しております。

また、特別養護老人ホームや障害者入所施設などにおいては、献立の 工夫により対応しております。

現在、食材の価格高騰に関する対応について、運営事業者から相談は 寄せられておりませんが、今後、意見を聴くなど、実態を把握してまい ります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

# 15. 学校給食のストローを使わない牛乳パックの活用について

学校給食の牛乳は、独自に納入元を決める自治体を除き、都道府県がメーカーを決めています。東京都では4月から都内自治体に8社が納入。うち3社がストローなしのパックを採用しています。(港区は雪印メグミルクのストローありの牛乳パックです。)

地球環境に配慮したストローなし紙パックの港区での採用について、東京都に 要請すること。

答弁を求めます。

【答弁】次に、学校給食でストローを使わない牛乳パックを活用するこ

とについてのお尋ねです。

学校給食用牛乳を都内で納入する事業者に対し、東京都がストローを 使わない牛乳パックの導入を働きかけ、今年度から一部の事業者が提供 を開始いたしました。

現在、区の小・中学校に納入されている牛乳はストローを使わない牛乳パックではありませんが、早期の導入に向け、東京都とともに納入事業者に働きかけてまいります。

#### 16. 御成門の改修について

芝公園一帯は徳川将軍家の豪華絢爛な霊廟でした。1945年5月25日の米軍による大空襲で大半が焼失してしまいました。焼失を免れた「惣門」「勅額門」「丁子門」「御成門」「二天門」のうち、改修されていないのは『みなと図書館前の御成門』です。今にも朽ち果てそうです。増上寺の裏門でしたが、徳川家康が参拝する際に使われたことから、御成門と呼ばれるようになったといいます。改修が急がれます。

東京都に対して早急に改修するよう要請すべきです。

東京都は財産台帳に記載がないからと、改修に後ろ向きですが、御成門は、東京市の歴史をまとめた東京市史稿に、明治 11 年に増上寺から東京府へ寄付されたとの記録や、明治 21 年に東京府が修理したとの記録があり、東京都が所有者であることは歴史的に明らかです。

東京都に早急に改修を行うよう、働きかけるべきです。

答弁を求めます。

【答弁】最後に、御成門の改修を東京都へ要請することについてのお尋ねです。

御成門の所有については、東京都や土地所有者等が協議を行っておりますが、依然として、所有者が明確になっていない状況です。

一方、令和2年2月に、東京都が策定した「芝公園を核としたまちづくり構想」では、江戸東京の資源の再生、活用等による国際的な観光・交流拠点の形成を方針の1つに掲げ、御成門については、元々存在していた場所の近くへの移設の可能性にも言及しております。

改修は所有者が行う必要があるため、教育委員会では、移設の有無にかかわらず、東京都に対し、所有者の明確化等、改修に向けた働きかけを引き続き行ってまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

#### 《再質問1》

防災対策について

戸開走行保護装置の設置率が3割にも満たない。区は必死になってエレベーターの安全管理に取り組む義務がある。エレベーターの危険性を知らせることを含めて、設置が進むよう働きかけるべき。

#### 【答弁】

区では、日常的に危険性のある戸開走行の防止、また、設置費用が比較的高くなる戸開走行保護装置の設置を最優先に考え、戸開走行保護装置の設置を必須要件として、併せて地震時管制運転装置や耐震対策についても助成をしている。

引き続き、区の制度を丁寧に周知し、エレベーター改修の機会をとらえて各安全装置を設置してもらうよう働きかけていくとともに国に対しても対策の充実を図るよう要請していく。

#### 《再質問2》

区内保育園及び認定こども園の3歳児以上の給食費の保護者負担について

杉並区は無償化の効果減少、各保育施設での徴収事務の負担増などを考慮し、 公費負担を決めている。

給食費を徴収している4区では、港区以外は4,500円、世田谷区は、免除する収入基準を年収760万円未満に引き上げ、中央区は494万円に引き上げている。

保育園の給食費の保護者負担をやめるべき。

# 【答弁】

幼児教育・保育無償化において、給食費は無償化の対象とせず、保護者負担 の経費と決められている。

区は、児童の年齢に関わらず食費を保護者負担としており、在宅子育て家庭 も同様の状況であるため、ご理解いただきたい。

#### 《再質問3》

保育園の園児の遊び場の確保について

園庭がない保育園同士の調整では早い者勝ちになる。園任せではなく、区で調整すべき。

夏の異常な暑さの中のプールや水遊びは欠かせない。開放されている施設では全く足りていない。区として責任をもって全ての子どもたちにプール遊びの機会を保障すること。

## 【答弁】

各保育園では、それぞれの園の活動スケジュールに合わせ、公園の利用計画を立てている。複数園の公園利用を調整することは複雑なものとなる。また、公園は一般の方々も利用しているため、お互いに配慮した利用を呼びかけ、子どもたちが安全に外遊びができる環境を整えてもらうよう区としても働きかけていく。

また、プール遊びについては、これからもプール遊びの場の確保に、区として取り組んでいく。